

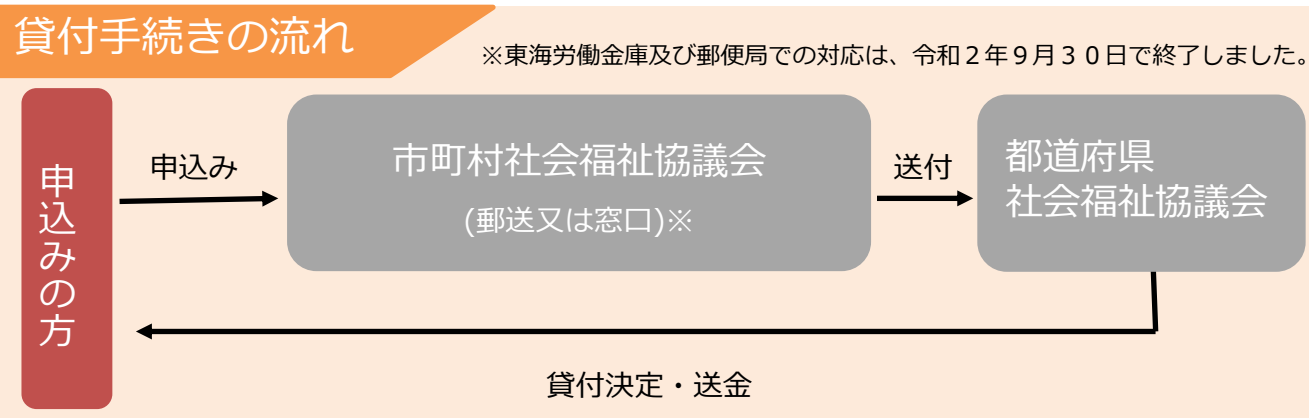
新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、償還免除の特例を設けた緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のご確認等は下記へお願いします。 **申込受付期間：令和3年6月末まで**



お問合せ先：お住まいの各市町村社会福祉協議会

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
岐阜市	058-255-5511	土岐市	0572-57-6661	笠松町	058-387-5332	北方町	058-324-6550
大垣市	0584-78-8181	各務原市	058-383-7610	養老町	0584-34-3504	坂祝町	0574-27-1222
高山市	0577-35-0294	可児市	0574-62-1555	垂井町	0584-23-3335	富加町	0574-54-1312
多治見市	0572-25-1131	山県市	0581-52-3010	関ケ原町	0584-43-2943	川辺町	0574-53-2121
関市	0575-22-0372	瑞穂市	058-327-8610	神戸町	0584-28-0223	七宗町	0574-46-1294
中津川市	0573-66-1111	飛騨市	0577-73-3214	輪之内町	0584-69-4433	八百津町	0574-43-4462
美濃市	0575-35-2355	本巣市	058-320-0531	安八町	0584-47-7704	白川町	0574-72-2327
瑞浪市	0572-68-4148	郡上市	0575-88-9988	揖斐川町	0585-56-3700	東白川村	0574-78-2059
羽島市	058-391-0631	下呂市	0576-52-4884	大野町	0585-34-2130	御嵩町	0574-67-6710
恵那市	0573-26-5221	海津市	0584-55-2300	池田町	0585-45-8123	白川村	05769-6-1311
美濃加茂市	0574-28-6111	岐南町	058-240-2100				

実施主体：社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
連絡先：〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉農業会館内 TEL：058-201-1547

今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

主に休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

- ※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、休業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

20万円以内

- ※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大し、下記に該当する世帯は、貸付上限額を20万円以内とする。
 - ア 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - イ 世帯員に要介護者がいるとき
 - ウ 世帯員が4人以上いるとき
 - エ 世帯員に新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - オ 世帯員に風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある小学校等に通う子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - カ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - キ 上記以外で休業等による収入の減少等で生活費用の貸付が必要な場合

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。
- ※ 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

■償還期限

2年以内

- ※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

お住まいの市町村社会福祉協議会
※郵送又は窓口

主に失業された方等向け（総合支援資金） ※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

- ※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。
- ※ 新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくても、対象となります。

■貸付上限額

- ・（二人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

- ※ 貸付期間は3か月まで延長できる場合があります。（自立相談支援機関の利用など、一定の条件あり）

■据置期間

1年以内

- ※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。
- ※ 令和4年3月末以前に償還時期が到来する予定の貸付に関しては、令和4年3月末まで延長。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

- ※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

お住まいの市町村社会福祉協議会
※郵送又は窓口